登録証送付先
住　所
〒１０６－００３２
東京都港区六本木６丁目３番１号　六本木ヒルズ　クロスポイント９０５

氏　名
藤田　貴男
様

# 商標権設定登録通知書

登録番号　　第６２６８４８０号

登録日　　令和　２年　７月１０日

出願番号　　商願２０１９－０８２１６７

出願日　　令和　１年　６月１１日

商品及び役務の区分数　１

納付年分　　第　５年分まで

領収金額　　１６，４００円

受領日　　令和　２年　７月　８日

## 分割納付（後期分）の手続について

・「分割納付」により納付手続きをした場合は、登録日から５年の満了日までに、「商標登録料納付書」により手続をしてください。
・上記期間内に手続きができなかったときは、満了日経過後６ヶ月以内であれば、「商標登録料納付書」に登録料の倍額を追納することにより、商標権の存続期間を更新することができます。
・追納できる期間内に納付しないときは、その商標権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。

## 存続期間更新登録の手続について

・商標権を更新する場合は、登録日から１０年の満了日の前６ヶ月から満了日までの間に「商標権存続期間更新登録申請書」により手続きをしてください。
・上記期間内に手続きができなかったときは、満了日経過後６ヶ月以内であれば、「商標権存続期間更新登録申請書」に登録料の倍額を追納することにより、商標権の存続期間を更新することができます。
・追納できる期間内に申請しないときは、その商標権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
・「商標権存続期間更新登録申請書」・「商標登録料納付書」の様式及び登録料の額については、以下を参照してください。
特許庁ホームページ
https://www.jpo.go.jp/index.html

## 分割納付及び存続期間更新登録期限日

| 分割納付による５年目の満了日（期限日） |
|---|
| 令和　７年(2025年)　７月１０日 |
| １０年目の満了日（期限日） |
| 令和１２年(2030年)　７月１０日 |

（注）納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

**重要**

**分割納付(後期分)、および存続期間更新登録の手続に関しては、特許庁から納付等についての通知は送付いたしませんので、納付期限等の管理はご自身でお願いします。**

問い合わせ先　審査業務課登録室
電話　０３（３５８１）１１０１（代表）
商標担当　内線　２７１３